

浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定書

この協定は、浦安市及び山武市が連携して山武市内において実施する森林整備事業及び木材利用に関し、次のとおり必要な事項を定める。

(目的)

第1条 この協定は、浦安市と山武市が連携して山武市内の森林整備事業及び木材利用を実施することにより、森林の保全及び地球温暖化対策の推進と、浦安市と山武市相互の交流の促進を図ることを目的とする。

(協定の対象)

第2条 この協定の対象となる森林（以下「対象森林」という。）は、山武市内の森林全域とする。

(森林整備事業の定義)

第3条 この協定における「森林整備事業」とは、森林整備（造林、保育、間伐等の森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持）及び森林整備への補助事業に関することとする。

(連携事項)

第4条 浦安市及び山武市は、第1条に掲げる目的を達成するために、次の事項について、実施するものとする。

- (1) 森林整備事業の実施に関すること。
- (2) 前号の取組により増加した森林の二酸化炭素吸収量を浦安市の活動に伴い発生する二酸化炭素排出量と相殺する仕組みに関すること。
- (3) 対象森林から生産される木材の利用に関すること。
- (4) 対象森林における気象災や火災などの森林被害の復旧に関すること。
- (5) その他、相互の交流活動など、浦安市及び山武市が必要と認める事項。

(森林整備事業の実施)

第5条 浦安市は、山武市が実施する森林整備事業の一部を支援するものとする。

- 2 前項の支援の対象となる森林整備事業（以下「連携森林整備事業」という。）は、年度毎に浦安市及び山武市双方で協議したうえで決定する。
- 3 浦安市は、連携森林整備事業の実施に係る経費から国等の補助金を差し引いた経費を負担するものとする。この場合において、浦安市は、山武市の請求に基づき、当該額を負担金として山武市に支払うものとする。

(二酸化炭素吸収量の相殺)

第6条 浦安市及び山武市は、毎年度、連携森林整備事業による二酸化炭素吸収量の認証に係る申請を千葉県に対して行うものとする。

- 2 浦安市は、前項の申請の結果により認証された二酸化炭素吸収量を、浦安市の二酸化炭素排出量から相殺することができる。

(木材の利用)

第7条 山武市は、対象森林から生産される木材を利用した木製品を調達し、浦安市に提供するものとする。

2 前項の山武市が浦安市に提供する木製品については、年度毎に浦安市及び山武市双方で協議したうえで決定する。

3 浦安市は、第1項の規定により浦安市に提供された木製品の調達に係る経費を負担するものとする。この場合において、浦安市は、山武市の請求に基づき、当該額を負担金として山武市に支払うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、浦安市又は山武市から協定が満了する日の30日前までに別段の申出がないときは、この協定は、協定が満了する日の翌日から5年間延長されるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第9条 この協定は、浦安市及び山武市双方の合意に基づき、協定期間中であっても変更又は廃止することができる。

(その他)

第10条 この協定の実施にあたり疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、浦安市及び山武市間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、浦安市及び山武市が署名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和4年3月23日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市

浦安市長 (内田 悦嗣 署名)

千葉県山武市殿台296番地
山武市

山武市長 (松下 浩明 署名)